

## 第1章 米国における企業の実態及び用語の定義について

### 第1節 用語の定義

#### 1 地域経済振興施策に関する用語の定義

##### (1) 実施主体の定義

ア「地方自治体」とは、

米国の行政機構は、連邦、州、郡、市町村等という階層に分かれるが、一般的に、州が実質的には国家のような存在であり、「地方自治体」とは郡以下の階層となる自治体のことを指す。

ここで取り上げる対象は、この地方自治体の中の「市」であるが、市において実施されている経済振興施策の多くは連邦及び州政府の事業であることから、市だけでなく、連邦及び州政府の一般的な施策についても含むこととする。

##### (2) 施策の定義

ア「経済振興」とは

E D A（米国経済開発局）が定義するところによると、「経済振興」とは、連邦、州及び地方自治体内における「生産性の向上」、つまり土地、労働、資本及び技術を向上させることとされているが、ここではこれを準用し、それぞれの地域内における生産性を向上させることを指すこととする。

イ「経済振興施策」とは

それぞれ地域内における生産性を向上させることを目的に実施される施策のことを「経済振興施策」と呼ぶこととする。

ここでは「雇用創出」に的を絞って展開している「経済振興施策」を主に取り上げることとする。

ウ「企業支援施策」とは

各政府が「経済振興施策」を展開する上で企業に対して適用する個々の手法のことを「企業支援施策」と定義し、様々な手法を組み合わせる「経済振興施策」と区別することとする。

#### 2 企業に関する用語の定義

##### (1) 企業に関する定義

ア「零細企業」とは

零細企業という言葉は、非常に多義的に使用される用語であるが、ここでは便宜的に従業員20人未満の企業のことを指すこととする。

イ「中小企業」とは

中小企業という言葉もまた非常に多義的な用語であるが、中小企業庁が一般的に使用する定義は従業員500人未満の企業のことを指すが、ここではこれを準用することとする。

なお、アで定義した零細企業と区別する必要がある場合、従業員数 20 人以上 500 人未満の会社を「中小企業」と表現することとする。

#### ウ「大企業」とは

大企業という言葉もまた非常に多義的な用語であるが、米国中小企業庁が一般的に使用する定義は従業員 500 人以上の企業のことを指す。ここでもこれを準用することとする。

#### エ「起業家」とは

起業家という言葉は、非常に多義的に使用される用語であるが、ここではアとイで定義した零細企業及び中小企業を新たに興そうとしている人のことを指し、既存の零細企業及び中小企業は含まないこととする。

## 第 2 節 米国の企業の実態

### 1 会社数・従業員規模別状況

#### (1) 米国の会社数の状況

##### ア 米国の会社数・規模別構成 (2001 年)

SBA (連邦中小企業庁) が取りまとめた下記図表 1-1 のデータによると、全米の総会社数は 5,657,774 社である。そのうち、従業員数 20 人未満の零細企業が 89.03%を、従業員 20 人以上 500 人未満の中小企業が 10.67%を占め、従業員 500 人以上の大企業は全体のわずか 0.31%である 17,367 社でしかない。

つまり米国の総企業数のうち実に 99.69%が従業員 500 人未満の企業であり、会社数という観点からだけで見ると、米国経済の中心的な担い手は零細企業及び中小企業であると言える。

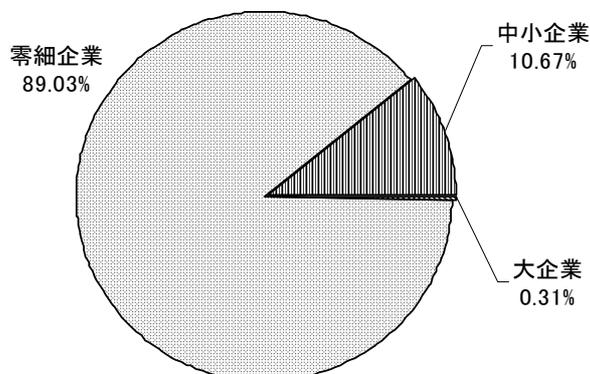
図表 1-1 米国の会社数・従業員数別構成(2001年)

区 分		企業数	構成比率
会社数	零細企業	5,036,845	89.03%
	中小企業	603,562	10.67%
	大企業	17,367	0.31%
	計	5,657,774	100.00%

(出典)SBA(米国連邦中小企業庁)のホームページ<sup>1</sup>より抜粋して作成

<sup>1</sup> SBA (中小企業庁) のホームページ : <http://www.sba.gov/ADVO/research/data.html>

図表1-2 米国の会社数・規模別構成(2001年)



### イ 会社設立・倒産件数の推移(2000年から過去5年の推移)

次に、企業の新陳代謝という観点で、会社の設立及び倒産件数の変遷について下記図表<sup>2</sup>のとおり過去5年間のデータを見ると、零細企業及び大企業の得失は総じてマイナスで推移し、中小企業のみが常にプラスで推移している。

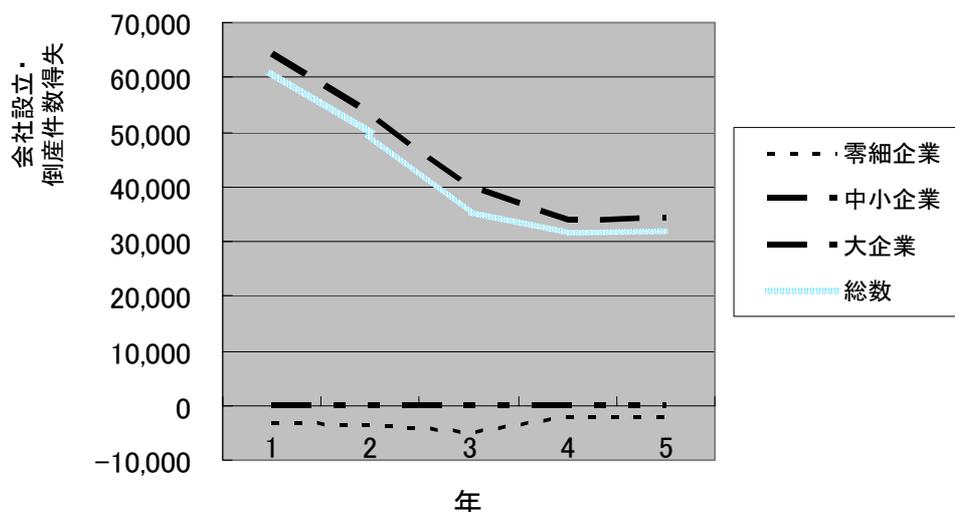
全体的なプラス推移は、零細企業及び大企業のマイナス分を中小企業が吸収している結果であり、企業の成長は中小企業が牽引していると言える。

図表2-1 全米の会社設立・倒産件数得失状況表(1996~2000年度)

区 分		1996	1997	1998	1999	2000
会社設立数 (A)	零細企業	26,138	24,902	24,999	25,993	26,800
	中小企業	564,197	564,804	554,288	548,030	558,037
	大企業	309	276	322	277	303
	総 数	590,644	589,982	579,609	574,300	585,140
会社倒産数 (B)	零細企業	29,467	28,545	29,747	28,132	28,879
	中小企業	500,014	511,567	514,293	514,242	523,960
	大企業	522	489	447	457	452
	総 数	530,003	540,601	544,487	542,831	553,291
得失数(C) = (A) - (B)	零細企業	-3,329	-3,643	-4,748	-2,139	-2,079
	中小企業	64,183	53,237	39,995	33,788	34,077
	大企業	-213	-213	-125	-180	-149
	総 数	60,641	49,381	35,122	31,469	31,849

<sup>2</sup>SBA(中小企業庁)のホームページ(：<http://www.sba.gov/ADVO/research/data.html>)の統計資料を基に作成。

図表2-2 米国の会社設立・倒産件数の推移



## 2 雇用数・従業員規模別状況

### (1) 米国の雇用数の状況

#### ア 米国の会社数・規模別構成 (2001年)

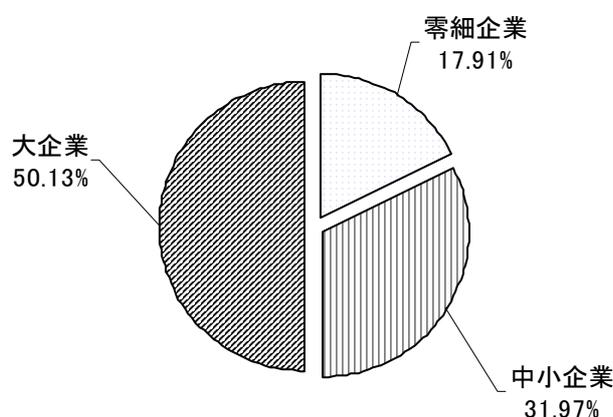
SBA (連邦中小企業庁) が取りまとめた下記図表のデータによると、全米の総雇用数は 115,061,184 人である。そのうち、従業員数 500 人以上の大企業が 50.13% を占め、会社数では全体のわずか 0.31% に過ぎない大企業が全米の雇用数の約半分を占めている。

図表3-1 米国の雇用者数・従業員規模別状況 (2001年)

区 分		企業数	構成比率
従業員数	零細企業	20,602,635	17.91%
	中小企業	36,780,814	31.97%
	大企業	57,677,735	50.13%
	計	115,061,184	100.00%

(出典) SBA (米国連邦中小企業庁) のホームページより抜粋して作成

図表3-2 米国の雇用数・従業員規模別構成(2001年)



#### イ 雇用創出・喪失数の推移 (2000年から過去5年の推移)

次に、雇用の新陳代謝という観点で、雇用創出及び喪失回数の変遷について下記図表<sup>3</sup>のとおり過去5年間のデータを見ると、零細企業及び大企業の得失はかろうじてプラスで推移しているものの、大企業の雇用得失は2000年においてマイナスを記録することとなった。

その一方で、中小企業のみが常に安定したプラスで推移していることから、企業の成長だけでなく、雇用創出という観点からも中小企業の存在感が際立っている。

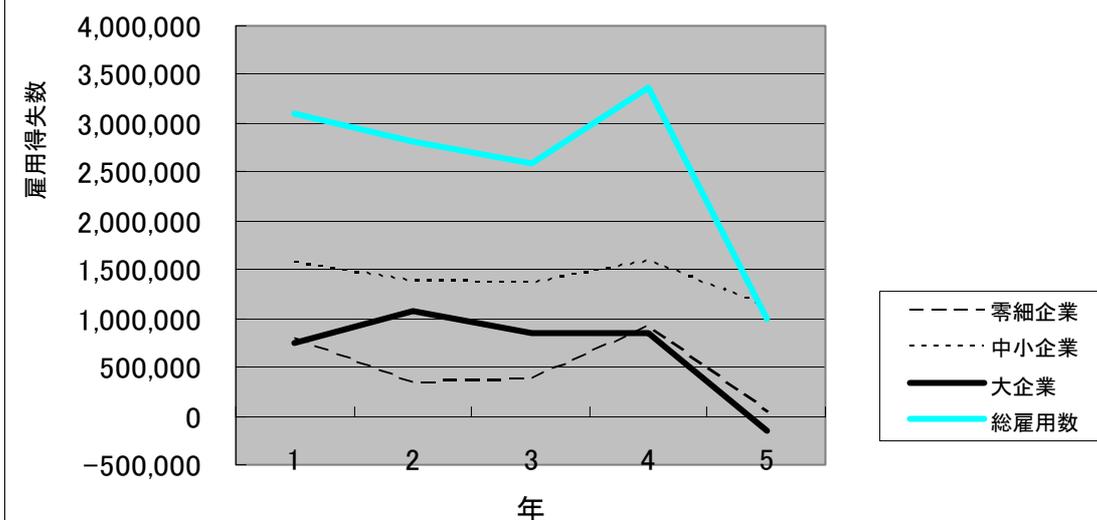
最近では大統領自ら全米の雇用数の半分を零細企業及び中小企業が占めていることを認識し、その支援を行うことで雇用創出を図ることを明言するに至っており、米国の企業支援施策は大企業重視から、零細企業及び中小企業をも重視したバランスの良いものへと変遷しつつあるようである。

<sup>3</sup>SBA (中小企業庁) のホームページ ( : <http://www.sba.gov/ADVO/research/data.html> ) の統計資料を基に作成。

図表4-1 米国の総雇用数得失状況(1996~2000年度)

区 分		1996	1997	1998	1999	2000
雇用 創出数 (A)	零細企業	6,444,929	5,423,873	5,268,758	5,603,725	5,255,181
	中小企業	5,213,576	5,050,150	5,009,041	5,171,784	4,886,404
	大企業	7,812,475	7,616,988	7,813,439	8,310,877	8,216,442
	総 数	19,470,980	18,091,011	18,091,238	19,086,386	18,358,027
雇用 喪失数 (B)	零細企業	5,648,423	5,075,590	4,888,989	4,691,479	5,215,489
	中小企業	3,655,880	3,663,857	3,645,783	3,578,318	3,775,221
	大企業	7,062,394	6,538,387	6,968,728	7,457,170	8,367,347
	総 数	16,366,697	15,277,834	15,503,500	15,726,967	17,358,057
雇用 得失数 (C) = (A)-(B)	零細企業	796,506	348,283	379,769	912,246	39,692
	中小企業	1,557,696	1,386,293	1,363,258	1,593,466	1,111,183
	大企業	750,081	1,078,601	844,711	853,707	-150,905
	総 数	3,104,283	2,813,177	2,587,738	3,359,419	999,970

図表4-2 米国の総雇用得失数の推移



## 第2章 連邦政府及び州政府による経済振興施策について

### 第1節 連邦政府による経済振興施策について

#### 1 歴史及び概要

##### (1) 起源及び経緯

前章において零細企業及び中小企業が雇用市場等で占める割合が非常に大きなものであることを記述したところであるが、連邦政府はそのことに着目し、1953年にSBA<sup>4</sup>（米国中小企業庁）を設立し、以後中小企業を様々な形で支援し続けている。

ちなみに2004年11月に実施された大統領選挙において再選を果たしたジョージ・W・ブッシュ大統領は再選後の記者会見<sup>5</sup>の中で、米国の新規雇用の約70%が零細企業及び中小企業によるものあり、米国経済の牽引役であることを理解していると語り、減税施策により支援を継続することを明言した。

また日本において1990年代以前に経済産業省（旧通産省）が行っていたような地域経済産業政策<sup>6</sup>、つまり大都市部の工場等を地方部に再配置するというような政策は米国においてはあまり一般的ではなく、専ら富の再配分という観点から実施された。

そうした観点から連邦政府は1965年、貧困率、失業率及び犯罪率が高いなど経済的に荒廃している地域における雇用の創出、維持及び商業的發展を推奨することを目的に、EDA<sup>7</sup>（米国経済開発局）を設立し、指定した地域における様々な企業誘導施策を実施している。

なお、連邦政府の都市を対象とした地域活性化政策の歴史については、CLAIR REPORT NO.58<sup>8</sup>「米国地方政府の新しい地域活性化政策—エンタープライズゾーン・プログラムを中心に—」（1992年12月25日発行）において記述されているとおり、1960年代以降であるなどそれほど長いものではない。

ちなみにここで紹介されている「エンタープライズゾーン・プログラム」についてはHUD<sup>9</sup>（米国住宅局）により実施され、1996年末までに50のゾーン指定を行い、以後その施策を継続しているところである。

#### 2 実施主体別事業実施状況

連邦政府が施策を実施するに当たり、連邦政府と企業とを繋ぐ実質的な役割は州及び地

<sup>4</sup> 中小企業庁のホームページ：<http://www.sba.gov/>

<sup>5</sup> USA TODAY(米国における全国紙)の2004年11月4日付け新聞記事より、記者会見において、同大統領が大企業寄りの施策を行っているという批判があるということはどう思うかという質問に呼応して答えたものである。

<sup>6</sup> 経済産業省のホームページ：

[http://www.meti.go.jp/policy/local\\_economy/downloadfiles/Business\\_environment\\_prom\\_div/CLUSTER.html](http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/downloadfiles/Business_environment_prom_div/CLUSTER.html)

<sup>7</sup> EDA（米国経済開発局）のホームページ：<http://www.eda.gov/>

<sup>8</sup> CLAIR REPORT NO.58については以下のホームページよりご覧になれます。

[http://www.clair.or.jp/j/forum/c\\_report/cr058m.html](http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/cr058m.html)

<sup>9</sup> HUD（米国住宅局）のホームページ：<http://www.hud.gov/>

方自治体が担っていることから、前述した連邦政府機関において実施している施策のうち、重要と思われる SBA（米国中小企業庁）の施策について一部紹介する。

## （１）SBA（米国中小企業庁）

SBA（Small Business Administration；米国中小企業庁）は 1953 年、米国の起業家の企業設立を支援し、既存の零細企業及び中小企業を支援することを目的に設立された組織である。

### ア 支援内容

#### （ア）資金調達支援

SBA では企業に対する直接融資は実施しないものの、市中銀行から融資が受けにくい起業家及び中小企業のために、予め提携している金融機関に運転資金及び投資資金の貸出をさせる与信プログラムを実施している。貸出額及び用件等は場合により異なるが、SBA は金融機関が貸し出した企業の債務について 50%から 100%の保証を行っている。

#### （イ）技術・情報支援

SBA は下部組織として各州に支部、ビジネス情報センター、中小企業及び女性ビジネスセンターを設置し、州及び地方自治体との連携を図りながら、マイノリティ、女性等ビジネスを行う上で不利な状況に置かれている企業を含めた起業家及び中小企業の支援活動を行っている。

資金調達関連の情報提供、経営コンサルティングのほか、政府調達関連の契約を取りやすくするプログラムを実施するなど、様々な活動を行っている。

#### （ウ）研究開発支援関連

##### a. SBIR<sup>10</sup>（中小企業革新研究プログラム）

SBIR（中小企業革新研究プログラム）は、連邦政府のニーズにあった革新技术開発を中小企業が行える機会を与えることを目的に、1982 年に制定された中小企業革新開発法を根拠に作られたプログラムである。

この制度は、米国連邦政府機関のうち一定基準（年 1 億ドル）以上の外部研究開発費を有する省庁に対し、一定比率（2.5%）を優れた研究開発能力がある中小企業に支出することを義務付けるというものである。

現在、国防省、航空宇宙局、エネルギー省及び国立科学財団などの連邦政府 10 省庁がこのプログラムに参加しており、各省庁が研究開発課題を設定して中小企業に委託案件の提案公募を行っている。

##### b. SIIR<sup>11</sup>（中小企業技術移転プログラム）

SIIR（中小企業技術移転プログラム）は、政府出資の研究成果を民間に移転させることを目的に、1992 年に制定された中小企業研究開発支援法を根拠につくられた、中

---

<sup>10</sup> SBIR プログラムのホームページ：<http://www.sba.gov/sbir/>

<sup>11</sup> SIIR プログラムのホームページ：<http://www.sba.gov/sbir/>

小企業と学術研究機関とを試験的に結びつけるプログラムである。

現在、国防省、航空宇宙局、エネルギー省、保健社会福祉省及び国立科学財団といった5つの連邦政府機関がこのプログラムに参加しており、外部研究開発費の一定比率(0.15%)をこの事業に充てることとしていたが、2004年度にはこの比率が0.30%へと増加した。

## 第2節 州政府による経済振興施策について

### 1 歴史

#### (1) 起源及び経緯

州政府による地域経済振興施策の歴史は連邦政府のそれと比較すると非常に古い。そもそも米国連邦憲法は、連邦の権限として明記されたもの以外はすべて州にその権限があると規定していることから、連邦の権限として規定されていない「地域の経済振興」は専ら州の権限ということができる。

NCSL<sup>12</sup>(全米州議員連盟)が、1998年3月に出版した調査報告書<sup>13</sup>によると、州による経済振興施策の歴史は米国の国としての歴史と同じくらいの長さがあり、1780年代にはすでに熾烈な州間での企業誘致合戦が行われていたようで、その歴史は200年以上の長さを誇るようになる。

その当時から様々なインセンティブを投入して企業誘致活動を続けてきているところであるが、現在の主要な企業支援施策としては、州内で雇用数を増加させる企業活動に対し、課税金額の減免措置、低金利融資を行うなどの金銭的な支援が非常に一般的である。

また、州内における法人登録情報、法規制情報、経済現況及び連邦・州政府におけるインセンティブ情報等、新たに州内で企業活動を行おうとする企業が必要とするであろう情報を一箇所でまとめて提供する企業支援施策も盛んである。

最近のトレンドとしては、起業家及び中小企業を支援する施策が非常に活発になっているが、起業家及び中小企業に対して経理や法務などの経営知識を提供し、経営相談も行うという州が一般的となっている。

しかし法人税一つをとってみても、企業の所得を算出基礎として課税する州もあれば、企業の総売上高を算出基礎として課税する州もあるなど、法制度は州ごとにすべて異なり、州の施策を一まとめにすることは不可能であるため、この節においては、NCSL(全米州議員連盟)がまとめた調査報告書からの引用により、州政府の一般的な企業支援及び経済振興施策の類型を記述することとする。

### 2 実施内容

州が実施する施策について記述するにあたり、まずは減税等の具体的な企業支援施策について典型的に分類記述した後、そこで述べられた様々な手法を組み合わせる形で実施される

<sup>12</sup> NCSL(全米州議員連盟)のホームページ：<http://www.ncsl.org/>

<sup>13</sup> 報告書のタイトルは「A REVIEW OF STATE ECONOMIC DEVELOPMENT POLICY」。

経済振興施策についての記述を行うこととする。

## (1) 企業支援施策別類型

### ア 金銭支援関連

#### (ア) 税金関係

雇用創出及び維持を目的に実施される州の企業支援施策のうち、最も一般的な手法として使用されるのが企業に課税される税金の減免措置である。

その種類は非常に多岐にわたるが、主なものとして次のようなものが挙げられる。

##### a 免税措置

この措置は、文字通り税金そのものを免除するものである。法人所得税などの大きな税に対して適用されることはほとんどなく、法人登録税、法人登記税など比較的小額な税金に対して使用される。

資金力に乏しい零細企業及び中小企業の誘致施策として、また、起業家の支援施策として使用されるのが一般的である。

##### b 減税措置

この措置は課税対象をそのままにして課税率を引き下げることにより、企業が支払う税額を減ずるというものである。

財産税や法人所得税などの大きな税金に対して適用され、わずかな率でも大きな損益を生みかねない大企業の呼び込みに対して有効な施策である。

免税及び減税措置は州政府によりオーソライズされたものを地方自治体の実施するという方法をとるのが一般的である。

##### c 税控除措置

この措置は課税率をそのままにして課税対象額を減じることにより企業が支払う税額を減ずるというものである。

##### d 税クレジット<sup>14</sup>措置

この措置は税控除措置の一つの類型であるが、企業が課税された税金を支払う際、州から付与された税クレジットをその支払いに充てることができるというものであり、「投資税クレジット」や「雇用創出クレジット」など様々な種類がある。

投資税クレジットは、商業用に取得した土地や有形資産に要した経費の数パーセントを税クレジットにできるというもので、その額面分、法人所得税を控除できるというものであり、クレジットは1年から2年ほど繰越しできる。

この制度の目的は投資家の負担を軽減することにより、州内における活発な投資を誘引することにある。

マサチューセッツ州では、州内に立地する土地及び有形資産の減価償却費、過去一年以内における購入に要した経費若しくは経済開発公社からリースした土地及び有形資産の経費の1%を税クレジットにできる制度を設けている。

---

<sup>14</sup> 税クレジットとは、企業が州に課せられた税金を支払う際にのみ使用できるお金のことである。

雇用創出税クレジットは、創出された雇用数に応じて提供される税クレジットで、従業員一人当たり定められた固定額を合計するか、若しくは賃金や給与に数%を乗じたものを合計することにより算出された額が企業に提供されるというものであり、低所得者層が多く住む地域や失業率が非常に高い地域においてはこの額や率が増加される傾向にある。

ノースカロライナ州では年間を通して週 40 時間以上働く常勤従業員を新規に創出した場合、その1名ごとに雇用税クレジットを付与する制度を設けている。

州内で経済的に最も困窮している郡においては雇用創出一名につき最大 12,500 ドルの税クレジットが付与される。クレジット付与額は5段階の階層に分けられ、経済的に最も困窮していない地域においては雇用創出一名につき 500 ドルの税クレジットが付与される。このクレジットは4年間にわたり均等分割されて付与される。

### (イ) 助成金関係

州が行う主要な助成金施策としては、ニュージャージー州が行う二つの補助金プログラムが掲げられる。

ニュージャージー州の雇用インセンティブ・プログラムは、小売業を除き、特定の業種において事業拡大により創出された雇用数に比例して補助金を付与するというものである。

補助金の額は、新規に職に就いた従業員の給与から天引きされた税金額の 10%から 80%の範囲で企業ごとに個別に決められ、1996 年と 1997 年においては、その率はおおよそ 55%から 60%の範囲で6～7年間付与されるというものであった。

また、ニュージャージー州の会社移転補助プログラムは、州内で会社が移転を行う際にその経費の一部を補助金で補填するというものであり、その対象となる経費には、引越し代金、家具、機械、器機及び通信機器の設置費、オフィス用品の購入及び修繕費が含まれる。

なお補助金は、25 人以上の雇用を創出する企業がその対象となり、新規に雇用された常勤従業員一人当たり 400 ドルを上限として補助金が付与される。

## イ 資金調達支援関連

### (ア) 直接融資

州による直接融資の対象は、各州の思惑により広範にも矮小にもなる。

州が提供するローンは通常 50%以下のリスクしか負わず、市中銀行との折衷により実施され、市中銀行にインセンティブを与えることで民間企業へのさらなる投資を期待することを意図して実施される場合がほとんどである。

ローンの用途は通常、固定資産の取得に限定される場合が多いが、一部の州では運転資金に対しても適用するところもある。

なお、ローンの合計額に比例した数の雇用を創出することを融資の要件として求める州がほとんどである。

オハイオ州開発局は、州内に立地及び拡張を目指す企業活動が新規雇用を創出するものであることを要件にローンを提供している。融資金額は最大 100 万ドルで、その実施計画に係る費用の 30%をその上限としている。

なお、借入金額 15,000 ドルにつき、1 名の新規雇用を生むことがその要件とされ、利率は市場金利よりも低く設定される。

#### (イ) 預金連結プログラム

このプログラムは、州政府の預金の一部を資本にして、州が定めた要件を満たした市中銀行等が、州の指定する中小企業等にローンを提供した場合、金利の一部を州が補填することを通して中小企業等を間接的に支援するというものである。この事業の対象となる借り手は農家及び中小企業というケースがほとんどである。

また州は、農家及び中小企業に直接融資することも、ローンを保証することも行わないが、その代わりに州の預金の一部を使い、銀行等の貸し手に市場金利よりも安いローンを農家及び中小企業に対して提供させる。

オハイオ州では会計局の投資支出予算額の 12%を上限に預金連結プログラムを実施している。会計局は本来預金利息として受け取るようになっていた利息のうち、3%を差し引いた部分をこのプログラムの資金として留保している。

なお、このプログラムの対象者は農家及び中小企業に限定され、中小企業については資金を借りる条件として借りたお金を雇用の創出若しくは維持に使用することを誓約させられる。

ウィスコンシン州では女性やマイノリティが経営する中小企業を対象とするプログラムを実施している。資格要件として女性又はマイノリティが 50%以上所有若しくは経営している中小企業のうち、年間売上金額 500,000 ドル未満の企業であることが求められる。

資金の用途は雇用の創出又は維持に限定され、プライム・レート（市中銀行が提供する最も有利な金利）よりも 1%下回る利率で資金が貸し出される。

#### (ウ) ローン信用供与

ローンの信用供与は、州が承認した企業に市中銀行が融資した場合、返済金額の一部を州が保証するというものである。

保証比率は州により様々であるが、保証するローンの用途を特定若しくは制限し、利率の上限を定め、貸出の要件として、一定の新規雇用を創出することを義務付けているところが多い。

メリーランド州ではそれぞれの会社の事情に応じた様々なローン・プログラムを実施している。メリーランド産業開発公社は市中金融機関が行う通常ローンに保証をつけ、一つのローンあたり 100 万ドルを上限に、最大 80%を保証している。

その他、資産担保ローン、ターム・ローン、立ち上げローン、信用状及び輸出関連取引に対するローンなど、様々な形態のローン保証を提供している。

さらに州政府は、社会的又は経済的に不利な立場の人や企業に対するローン保証を提

供する一方で、借り手に事業計画書の提出を求めるなどの条件も課してもいる。

### (エ) 産業開発債券

産業開発債は、債券発行人が収益を貸し出すという収益事業債であり、州及び地方自治体により発行される場合が一般的であるが、しばしば開発公社や米国商務局により発行される。

1980年代半ばまで、州及び地方自治体が民間企業に対し免税産業開発債を発行する上での制限はほとんどなかったが、1986年の連邦税制改革法により、免税産業開発債券の合計額及び使用についての実質的な制限がかけられたことにより、以後、免税産業開発債の発行については減少気味である。

現在、産業開発債は、課税対象と免税対象の2つの形態により発行されており、産業開発債は特定の事業と抱き合わせて発行され、その事業から得られた収益をその返済に充てるという形態を取ることが一般的で、運転資金として利用されることはまれである。

マサチューセッツ産業金融公社は、免税対象及び課税対象産業開発債の両方を発行しているが、営利企業でも非営利企業でも活用できるよう様々な形態の債券を発行することで様々なニーズに柔軟な対応を行っている。

公社は、州内での雇用を創出することをその目標として固定資産への投資を支援している一方で、州内の地方自治体が下水施設、ごみ工場及びリサイクル施設の建設などの環境事業を実施するにあたり免税債を発行することも行っている。

### (オ) ベンチャーキャピタル・プログラム

これらのプログラムは、企業自体では十分な信用及び販路を有していないものの、革新的な技術を持ち、将来的に多大な利益をもたらすであろうと思われるある特定の製品を対象に直接投資を行うことで、州はその製品の売上から得られた利益の数%を求めることができるというものである。

州のエージェンシー、公共投資会社又は民間のベンチャーキャピタル会社が共同して実施するこの種のプログラムは1980年代には隆盛を極めていたが、1990年代に入ると後退した。

その後退の原因を特定することは困難であるが、ハイリスクであることと、ベンチャーキャピタル投資のリターンが遅れがちなことから公選公務員にとって魅力的ではなくなっていると思われる。

### (カ) リボルビング・ローン基金

リボルビング・ローン基金とは前述した様々な形態のローンの出資金のことを表す。これらは前述した融資プログラムに使用される資金の原資であり、複数年にわたり継続する事業に必要とされる資金を貸し出すことを目的に積み立てられる。

事業の目的により、信用保証、固定資産ローン、運転資金ローン、住宅ローン、事業立ち上げに必要となる資金の短期貸付等、その形態は多様である。

EDA（米国経済開発局）やSBA（米国中小企業庁）などの連邦政府機関が約11億

ドルの資金をかけ、600 を超えるリボルビング・ローン事業を展開している一方で、州政府は連邦政府のその倍の事業を展開している。オハイオ州だけでみても、リボルビング・ローン資金は 1996 年時点で、4 億 2,300 万ドルである。

ペンシルバニア州商務局は、連邦経済開発局及びアパラチア地域委員会がもともと出資していた資金を基に、ペンシルバニア経済再開発基金により出資された資金を加えたものを原資に資本融資基金として運用している。

基金は、高成長や雇用創出が見込まれる新規立ち上げ企業や既存企業の事業拡張の際に必要な資金を調達し易くするために、最大 10 年間の資本融資を実施しており、民間金融機関の負担を軽減することを目的に、事業経費の 50% を限度として融資を行っている。

なお融資要件として、融資額のうち、15,000 ドルあたり 1 名の新規雇用創出を求めている。

## ウ 情報及び技術支援関連

州の多くは直接金銭的インセンティブを提供する以外に企業に対し技術的な支援を行う事業を実施している。

このようなプログラムは中小企業や創業後間もない企業に焦点を絞って実施されがちであるが、これは人員不足であることと大企業や歴史の古い企業が長年培ってきたであろう経験が不足しているという理由によるものである。

### (ア) 情報センターとしての役割

これらの支援を行う典型的な州政府の例としてケンタッキー州を取り上げ、以下、州が実施する技術支援事業を記述する。

#### a 中小企業局

中小企業局は、中小企業を支援する法案の進展を推奨し、州政府関連の仕事の調達を容易にし、また、起業家が州の各種情報源にアクセスし易くすることを目的に様々な施策を展開している。

なお州政府が実施する事業を起業家及び中小企業に広報する役割も果たしている。

#### b マイノリティ企業局

マイノリティ企業局は、マイノリティ企業が仕事を調達できる機会の増進に努め、資金調達先を見つける指針を与え、販路開拓の支援を行い、一般的に、マイノリティ企業の擁護者として行動する。

#### c ビジネス情報センター

ビジネス情報センターは、規制や許認可取得手続きなどの情報を一まとめにして提供する。また、規制を行う部局のオンブズマンとしても機能し、法令順守が可能となるよう企業ごとにカスタマイズされた必要情報を提供する。

#### d 国際市場調査局

国際市場調査局は企業が商品を海外に輸出する上で必要となる支援を行う。

#### e ビジネス・技術局

ビジネス・技術局は、企業と州立大学内にある研究機関とを結びつけ、そこで生み出された技術を民間部門に移管する手はずを整えている。

#### f 中小企業支援センター

州内に15ヶ所ある中小企業支援センターは、起業家や既存の中小企業を対象に、研修やカウンセリング事業を実施している。

### (イ) ビジネス・インキュベーター施設

ビジネス・インキュベーターは、柔軟で安価な空間を提供し、サービス共有することでコストを削減し、経営支援及び融資を行うことをその目標として、非常に小さな規模の起業家及び創業後間もない中小企業を対象に、オフィス空間及び業務関連サービスを提供する施設である。

視察は一般的に、非営利団体や政府機関によって所有され、しばしば州や地方自治体の補助金を伴って所有される傾向にあり、市街地再開発事業、種子資本事業及び革新的技術促進事業と連動している場合が多いが、その目的の真意は、最適な環境の中で、起業家及び零細企業の早期成長を育むというものである。

### エ 政府調達支援関連

政府調達優遇制度は、州部局が製品やサービスを購入する場合、州内若しくは米国内で生産された商品を優先的に選定するというものである。どの州も一定の割合で国内製品を優先的に購入することを奨励する条例若しくは規則を定めている。

イリノイ州で1984年に制定された州法では、すべての公共事業に米国製の鋼鉄を指定するように定めるなど、具体的な要件を明記している州もあるが、他の州ではさらにより一般的な要件を定めている程度である。

ミズーリー州法は、商品や物資のリース又は購買、若しくは建設やメンテナンスについて契約する際に、契約により実施される事業の中で使用される商品又は物資が米国内で製造、組立、又は生産されたものであることを条項で明記することとしている。例外として十分な米国産製品がすぐに調達できない場合、若しくは米国製品を使うことで契約に係る経費が10%以上上昇してしまう場合についてはその限りではないものとしている。

## (2) 経済振興施策別類型

### ア 都市及び地域開発事業

都市及び地域における開発、再開発及び活性化事業は、経済的に、時として物理的な老朽化により苦しんでいる地域を刷新することを奨励する事業であり、税制的なインセンティブ及びその他の企業支援施策により、指定した地域における企業の再配置や雇用創出を奨励するというものである。

この事業が雇用創出というその目標を達成したというケースは稀であるとして、学会

では否定的な意見が支配的である。その理由として、これらの事業が得てして資金不足にあったこと、若しくはその存在があまり認知されていなかったことなどが挙げられている。

しかし最近の傾向としては、インセンティブが量的にも質的にも上昇傾向にあり、インセンティブが利用できる地理上の区域は広がる傾向にある。

## イ エンタープライズ・ゾーン事業

エンタープライズ・ゾーン事業は、雇用創出を計ることを目的に、規制緩和、減税、税還付、税控除及び免税など様々な企業支援施策を組み合わせ提供することにより指定された地域内に企業を誘致するというものである。

当初、事業対象地域に指定されていたのは、高い失業率、貧困、家屋の老朽化又はその他経済的に衰退しているなど、市内の中でも具体的でかつ非常に小さな区域でのみであった。

現在、全米の3分の2の州において当該事業が実施されているが、市内の衰退する地域における地域振興という当初の目的から離れ、対象区域は拡大する傾向にある。

今なお未開発の田園区域のみをエンタープライズ・ゾーンに指定している州もあれば、サウス・カロライナ州をはじめとした州においては、州全域をその対象地域として指定しているところもある。

イリノイ州は1991年、高い貧困率、高い失業率、低い平均所得及び人口減少の4つ基準のうち最低1つでも満たすことをその適用条件として、州内の地方自治体が最大10平方マイルの区域をエンタープライズ・ゾーンとして指定できることとしたが、1992年時点において、州は90のエンタープライズ・ゾーンを持つに至った。

また州法は、配当及び利益の控除、州の他の地域では利用することが出来ない様々な売上税控除、投資税還付及び雇用創出税還付などを規定し、州内の地方自治体がエンタープライズ・ゾーン内で便益を受ける企業について規定する条例及び規則を変更し、区域の発展に貢献した企業に係る固定資産税を減額することを認めることを規定している。

サウス・カロライナ州は州全体をエンタープライズ・ゾーンに指定しているが、企業が立地する地域によりその雇用創出に係る優遇費用は異なる。州内で最も開発が遅れていると見なされる郡等に対して最大限の優遇費用を提供することをはじめ、数段階の優遇費用体系を持つ。

## ウ 地域開発事業

地域開発事業は、企業支援施策的にはエンタープライズ・ゾーンと差がないが、エンタープライズ・ゾーンよりも広範な地域を対象に指定される。対象地域については、地理的な観点又は経済施策体系に基づき指定される。

ジョージア州では、ARC（連邦アパラチア地域委員会）が州北部にある35の郡において経済開発事業を出資している。事業は市や郡のインフラ設備を整備することを目的として連邦政府が出資する補助金により実施される。

対象となる事業の基準としては、雇用創出、民間投資の調和の存在、事業完了速度、

相対的な必要性などが挙げられる。

ARC はまた、雇用創出、経済開発及び市街地修復を促進するに十分な資格を有する企業に対し、市場金利を下回る利率で融資を行うリボルビング・ローン事業を実施している。

#### エ 市街地活性化事業、再開発ゾーン事業

一部の州では、衰退又は崩壊した地域において住宅及び商業施設を再活性化させることを目的とした事業を展開している。

マサチューセッツ州コミュニティ開発金融会社は、経済的に困窮した地区における住宅供給及び雇用改善、中小企業を強力に支援することを目的として、技術的支援及び融資などの企業支援施策を行っている。

また、最も活発な市街地活性化事業の例としては、ミシガン州が実施する「ルネッサンス・ゾーン事業」（田園部においても適用可能）が挙げられる。

ルネッサンス・ゾーンは、指定された区域内における住宅、小売、産業及びその他の開発を促進することを目的に実施される事業であり、事実上税金が存在しない地域とされる。

州及び地方自治体は、ゾーン内における個人及び法人所得税、財産税並びに地方所得税及び公共事業使用税を徴収することを放棄するというものであり、州は地方自治体に対し、このゾーン内において喪失した歳入分を弁済する。ただ、売上税、従業員の報酬に賦課される税、失業保険税及び上下水道の使用料については徴収する。

現在、田園地区の4つを含めた9つの地区において当該事業が実施され、それに加えて軍用基地の跡地整備事業が免税期間15年間で実行されており、個々のエリアの面積は最大5,000エーカー（約8平方マイル）である。

#### オ 山村振興事業

州の山村振興事業は、産業及び商業的な開発を通して雇用機会を増進させていくことを目的に実施される経済振興施策であり、専ら連邦政府の管轄下にある農業振興を目的にしたものではない。

テキサス州では、企業及び雇用を創出又は保持することを目的とした様々な企業支援施策が実施され、ニューヨーク州政府は荒廃した地域共同体において起業した企業に対して直接融資を行うなどしている。

#### カ 軍用施設再利用区域

1960年代から1970年代にかけて各地で軍用基地が閉鎖されたが、それらの閉鎖が地域経済に与えた打撃はあまりにも大きいものであったため、さらなる軍用基地の閉鎖を差し止めるまでに至り、ついには基地再編及び閉鎖を検討する連邦独立委員会が立ち上げられるまでに至った。

軍事予算の再検討から生じた以前までの政策からの方針転換により、基地閉鎖における新たな優先事項は、雇用創出及び研修、地域経済開発、環境増進へと移り変わった。

州及び地方自治体の基地転換の優先順位は、施設の利用者をすばやく見つけ、利益を生み、民間投資を促進し、施設を清掃することを通じて、雇用創出、基地閉鎖により配置転換を求められる労働者の雇用維持を図ることにある。

メリーランド州防衛調整融資基金は、防衛産業の多様化を支援し、防衛産業の縮小により悪影響を受けた地域での雇用成長を促進するために設立された。

基金の財源は米国商務省及び州の一般基金であり、基金は、成長の可能性の高い企業及び民間金融機関等から追加融資が得られる企業に対し、25,000 ドルから 250,000 ドルまでの融資を行うことを優先的に実施する。

なお、融資は、短期の運転資金を想定しておらず、従来型の民間金融機関の融資商品では妥当な条件で利用できない期間での資金調達を必要としている、成長が見込まれる企業に対して行われる。

出資者であるメリーランド州経済開発公社は、保証金、5年以内の返済、定期的な報告書の提出を求めている。

## キ T I F

TIF(Tax increment financing)は、特定地区において施設建て替え等に投資した経費について、その投資の結果、資産価値が高まったことにより生じた固定資産税の増額分より賄うという手法である。

TIF といえば市街地再開発が連想されて久しいが、あらゆる開発計画に TIF を活用する州も現れている。

イリノイ州では TIF に指定された地区の 75%以上が農地か空き地であり、ルイジアナ州では TIF の地区指定を選定する上での制限がほぼないという状況である。

一部の州では郡、市町村及び学区など複数の地区にまたがって財産税を集め、条項で再開発計画の結果得られた財産税収入増加分の全額をその計画に使用することも可能であるが、ウイスコンシン州においてはこれを州法で明確に禁止している。

TIF は現在 44 州において法令で定められているが、その運用は州により大きく異なるが、その指定にあたり有権者の同意を得る必要があるものはほとんどない。一部の州ではエージェンシーに年次報告書を提出させているところもあるが、15~30 年後まで TIF の活動に関与しない州も多い。

### (3) 施策の実効性の確保

州の経済振興事業がどの程度効果を上げているかということ、実施事業が費用に見合った便益をもたらしているかということ、そして経済振興に関連したインセンティブの受益者を事業に従事させ続けることは、全州において頭を抱えている問題である。

一般的に、州は経済振興事業についての報告書の提出を求めている。コネチカット州では、経済振興を目的とした金銭的な支援についての年次報告書を作成し、オハイオ州開発局は、融資及び補助金についての年次報告書を作成している。

それらの報告書は、補助金及び融資の受益者氏名、支援の種類と総額、雇用の創出数及

び保持数の見込み等の情報を含むものとされているが、事業目標を達成したかという観点での評価は行っておらず、経済振興事業が成功したかについて及び財源の使途についての評価することはまれである。

インセンティブ事業への説明責任を果たすためという観点から、事業評価のために必要となる情報を集め、インセンティブを受領した企業が合意内容どおりに事業を遂行させるための施策については以下の通りのものがある。

## ア 履行保証

アリゾナ州法は、州の支援を受けた事業は、州の商業及び経済振興委員会との間で支援条件を承諾した旨の覚書を交わさなければならないと規定され、そこで取り交わされる覚書には、補助金を受け取った後の最初の5年間における業務目標を明記することとされている。

覚書には、州が企業に付与した支援の全額又は一部を差し止めたり、再調整したり、取り戻したりすることができ、また覚書の条項に違反する行為があった場合に付与した支援金の全額又は一部を無効にできる条項を含むこととされている。

オハイオ州は、州の支援金を受領する個々の経済振興事業者と契約書を取り交わすこととしている。融資や補助金によるお金は、払い戻しを原則に費用が受給資格ありと認定されて初めて付与される。

インセンティブ受給者が最初に合意する条件の中に含まれる措置内容については次のようなものがある。

### (ア) 修正及び返還措置条項

これは企業が合意した沿った内容を履行できなかった場合、補助金額を修正または返還することを意図して作られている。こうした条項は、これまでのところ州政府によることよりも、地方自治体によりしばしば活用されている。アリゾナ州法は、そうした取り決めを行っている数少ない州法令の例である。

#### a 回収措置

これは企業が約束した目標を達成することができなかった場合、支給した補助金の全額又は一部を回収するというものである。通常具体的な雇用数の創出又は保持と連動して使用される。

1987年、Newell社は、数々の州のインセンティブの受益者であったウエスト・バージニア州クラークスベルグ市にあるAnchor Hocking Grass社の工場を買収し、工場を閉鎖した。この工場が閉鎖されたことで900人の雇用が喪失された。州はNewell社を訴え、和解調停手続きにより、州は工場の売買権を買い取った。

#### b 停止措置

これは企業の協定内容不履行を理由に、政府が協定を休止することである。このことは必ずしも既に付与した助成金を取り戻すための努力は含まれない。

### c 改定措置

これは協定を結んだ企業から得られる便益が、協定で定めた目標に満たなかった場合、州政府が助成金の改定を行うというものである。助成金の改定は、融資利率を引き上げたり、一定の期間内で一定数の雇用を創出したときにのみ融資を行うという形態で行われる。一定の雇用を創出できなかった場合、融資は返済されなければならないということになる。

### (イ) 税出費報告書

税出費報告書は、それ自体強制力を持つものではない。その代わりに、経済的インセンティブの助成金を受け取った企業を評価する上で有益となる重要な情報源となる。税出費報告書は、税制優遇を講じた結果喪失した歳入のリストである。

雇用創出ごとに税クレジットを企業に付与することにより、税クレジットの総額分、税徴収額は減少する。報告書は、税クレジット、税免除、税控除及び減税から歳入費用を計算する。

報告書を作成する理由は、このような税出費は経済的には歳出事業と同等の意味があるからである。それらは単純に一部の事業を奨励する二者択一的な方法である。しかし、予算化された歳出と違い、税出費は、予算過程における単年度又は複数年度の検討対象とはされていない。その事業を評価する仕組みがそこにはないため、受益者以外の者には容易に忘れ去られしまう類のものなのである。税出費報告書は、税インセンティブが注目を浴びるようにし、またその事業の再検討及び評価を喚起することを意図して作成されている。

ノース・カロライナ州における 1996 年度の経済振興施策に係る歳出予算額は約 1 億 1,600 万ドルであったが、同年度の税出費額は 3 億 9,100 万ドルであった。同州の経済振興を目的に投入されたインセンティブの総額 5 億 600 万ドルのうちの約 80%はこのように比較的に目に見えにくいものである。インセンティブに係る正確な評価をすること抜きには、政策立案者はその価値を評価することはできないのである。

### (ウ) 減税報告書

減税報告書は、税出費報告書の中の特化された様式である。その目的は、市や郡によって付与された減税の総額を記録することにある。1986 年、市の約 25%と郡の約 40%が予算書の中に減税を記載している報告をしていたが、このような慣行が一般的になったという証拠はない。

一部の公職者の中には、減税は、減税が実施されることなしには得られることができなかったであろう歳入の増加分の上に成立しているものであり、減税により歳入の減少が生じたと特定することはできないとして、減税を税出費とみなす理由はないと主張する。減税の足跡を追うこと理由は、経済振興における減税の効果を評価するために必要な情報を提供することになる。

## (エ) 法人責任

一般的に経済支援事業からの便益を享受したか、政府との間で税その他の便益を受け取ることを合意したか、法人又は企業は州法の条項により一定の責任を果たすことが要求される。

条項により、便益を受ける企業には、雇用創出、報償及び便益についての基準を設定し、その基準を達成することがその責任として要求される。例えばミネソタ州法では、州及び地方自治体から 25,000 ドル以上の助成金や融資を受け取ったすべての企業は2年以内に州内において雇用を純増させなければならず、支援を受ける際に設定した賃金レベル及び雇用創出目標を達成しなければならないと規定する。目標を達成できなかった企業は、受け取った支援金を返さなければならないと規定する。

また州法は、助成金を付与したそれぞれの政府関係機関に対し、賃金及び雇用数に関する年次報告書の作成を義務付け、それぞれの事業が目標を達成しているかについて報告させる。

アリゾナ州法が提案された融資や助成金について費用対効果分析を義務付けたことに関連して同じような条項が、最近、議論されている。オクラホマ州の事業では、税クレジットの条件として同じような基準を設定している。